

よしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金交付要綱

(令和7年 4月4日告示第66号)

(目的)

第1条 この告示は、脱炭素社会の実現を目的に、「エコまち」活動を行う者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するにあたり、吉富町補助金等交付規則（平成9年規則第1号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「エコまち」活動 住宅用太陽光発電システム、定置用蓄電池、電気自動車（EV）、LED照明の設置又は購入をし、機器等を継続して使用することにより行う脱炭素化に資する活動をいう。
- (2) 住宅用太陽光発電システム 住宅の屋根等に設置した機器により太陽光を利用し発電するシステムをいう。
- (3) 定置用蓄電池 蓄電池部及びインバーター等の電力変換装置を備え、太陽光発電システムを利用して発電した電力を繰り返し蓄えることにより、必要に応じて電気を活用できる定置型のシステムをいう。
- (4) 電気自動車（EV） 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であって、同法第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けているものをいう。以下同じ。）であって、内燃機関を併用しないものをいう。
- (5) LED照明 発光ダイオード（Light Emitting Diode）を光源として利用した照明器具または電球型ランプをいう。

(奨励金交付対象者)

第3条 奨励金の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 吉富町の住民基本台帳に登録された者で、その登録された住所に現に居住している者
- (2) 吉富町に納付すべき税、保険料、保育料及び町営住宅使用料を滞納していない者

2 本町に住所を有しない者が奨励金の申請を行ったときは、第11条に規定する実績報告書を提出する時点において本町に住所を有することが明らかな場合は、本町に住所を有する者とみなす。

(奨励金交付対象活動等)

第4条 奨励金の交付の対象となる「エコまち」活動及び奨励金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(奨励金の交付の限度)

第5条 奨励金の交付は、1世帯当たり、一の年度において、一の「エコまち」活動あたり、1回を限度とする。

(奨励金の交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、機器等の設置又は購入を行う前によしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金交付申請書（別記様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(奨励金の交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、奨励金交付の可否を決定し、よしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金交付決定（却下）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付決定をする場合において、奨励金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(機器等の設置、購入)

第8条 前条第1項の規定により奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同項の規定による通知を受けた後、当該年度末までに、機器等の設置又は購入を完了しなければならない。

(活動の内容変更等)

第9条 交付決定者は、交付決定を受けた活動の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめよしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金変更（中止）承認申請書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 交付決定を受けた活動の内容を変更しようとするときは、変更内容が確認できる書類を添付しなければならない。

3 町長は、第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、「エコまち」プロジェクト奨励金変更（中止）承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、奨励金の交付決定の全部

又は一部を取り消すことができる。

(1) 前条第1項の規定により交付決定を受けた活動を変更又は中止するとき。

(2) 偽り、その他不正な手段により奨励金の交付決定を受けたとき。

(3) 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、「エコまち」プロジェクト奨励金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、機器等の設置又は購入が完了した日から30日以内又は当該年度末までのいずれか早い日までに、「エコまち」プロジェクト奨励金実績報告書（別記様式第6号）及び「エコまち」プロジェクト奨励金交付請求書（別記様式第7号）に別表第2に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（是正措置）

第12条 交付決定者は、町長から交付決定を受けた活動が奨励金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないため是正すべきことを命じられたときは、当該措置を直ちに講じなければならない。

（奨励金の確定と交付）

第13条 町長は、第11条に規定する実績報告があつたときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、奨励金の額を確定するとともに奨励金を交付し、「エコまち」プロジェクト奨励金確定通知書（別記様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第14条 交付決定者は、機器等を設置又は購入した日から3年を経過するまで、町長の承認を受けないで奨励金交付の目的に反して使用し、返品し、譲渡し、交換し、貸し付けし、販売し、廃止してはならない。

（奨励金の返還）

第15条 町長は、第10条第1項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に奨励金を交付しているときは、「エコまち」プロジェクト奨励金返還命令書（別記様式第9号）により返還を命ずることができる。

（機器等の適正管理義務）

第16条 交付決定者は、機器等の適切な管理に努めなければならない。

(調査)

第17条 町長は、奨励金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、機器等の設置状況及び使用状況について、調査をすることができる。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効等)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づき既に行われた交付手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1 (第4条関係)

	奨励金交付対象活動	設備等の要件及び「エコまち」活動の内容	奨励金額
1	住宅用太陽光発電システムを継続して使用することにより、電気の地産地消を行う活動	自己が購入した住宅用太陽光発電設備を住宅の屋根等に設置し、発電した電力を自家消費するもので、未使用品であり、太陽電池の出力（対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本産業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本産業規格を基準としているが、IECの国際規格も可とする））又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い方の合計値が10kw以下のもの	200,000円
2	定置用蓄電池を継続して使用することにより、電気の地産地消を行う活動	停電時に太陽光発電システムから直接充電でき分電盤を介して住宅に電気を供給できるもの	100,000円
3	電気自動車（EV）を継続して使用する	バッテリーに蓄えた電気エネルギーを動力に変換して駆動する、内燃機関を持たない自家用車	200,000円

	ことにより、CO ₂ を削減する活動		
4	LED照明に買い替え、継続して使用することにより省エネを推進する活動	自己の住宅に設置する照明であって、設置済みの照明器具をLED照明に買い替えるもの	補助率1/3 限度額 30,000円（100円未満切り捨て） 対象購入価格（税込）の合計が20,000円以上のもの（設置工事を伴う場合は、購入価格に設置工事費を含む。）

備考

- 1 奨励金の交付の対象となる「エコまち」活動は、その活動に要する機器等に対し、町から他の補助金等の交付を受けていないものに限る。
- 2 いずれの機器等も、自己の家庭の用に供するために設置、又は購入（機器等はリースを含む。）した場合に限る。

別表第2（第6条、第11条関係）

	奨励金対象設備	交付申請提出書類	実績報告提出書類
	共通	①交付申請書（様式第1号） ②誓約書 ③その他町長が必要と認める書類	①実績報告書（様式第6号） ②交付請求書（様式第7号） ③その他町長が必要と認める書類
1	住宅用太陽光発電システム	①対象機器の設置場所を示す位置図 ②対象機器の仕様が分かるパンフレットなど	①対象機器の設置に係る領収書又は契約書の写し
2	定置用蓄電池	①対象機器の設置場所を示す位置図 ②対象機器の仕様が分かるパンフレットなど	①対象機器の設置に係る領収書又は契約書の写し

3	電気自動車（E V）	①対象車両の仕様が分かるパンフレットなど	①対象車両の購入に係る領収書又は契約書の写し ②対象車両の自動車検査証の写し
4	L E D照明	①既存の家電と対象L E Dの設置場所を示す間取り図 ②対象L E Dが申請要件を満たしていることがわかるパンフレットなど ③買い替え前のL E Dの写真（品番、型式などが確認できるもの。）	①対象L E Dの買い替えに係る領収書の写し ②対象L E Dの設置後の写真（品番、型式などがはっきりと確認できるもの。）